

喀痰吸引等登録研修機関における第三号研修の実施の流れ（平成24年度～）

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

1. 登録研修機関の登録申請

研修を行うための実施体制がそろっていることを書面上で確認します。

重要なポイントは、指導を行う医師または看護師が確保されていること、基本研修（講義）から実地研修までの実施場所が確保されていることなどです。一部の科目を除いて医師または看護師が研修の指導を行わなくてはなりません。講師として外部から有資格者を雇用しても構いません。

申請にあたっては、研修にかかる業務規程を定める必要があります。申請手続きの詳細は千葉県健康福祉指導課までお問い合わせください。

2. 研修受講者の募集

募集開始前には、研修内容届出書（様式第8号）の提出が必要ですが、募集の方法は自由です。研修機関の連絡先等は千葉県ホームページにて公開しますが、研修機関においても受講生の募集を実施してください。なお、あらかじめ1回ごとの募集定員、実施会場、受講料金、申込方法等を定めてください。

3. 基本研修（講義）の実施

研修機関が用意した研修会場で、受講生を集めて規定されたカリキュラムで研修を行います（全8時間）。研修カリキュラムは別紙1のとおりです。この中で、喀痰吸引及び経管栄養に関する基礎的な知識を習得してもらいます。研修用のテキスト及び指導者用マニュアルは、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。その他市販されているものなど、利用しやすく研修テキストとして適していると判断したものを使用していただいても構いません。

4. 基本研修（筆記試験）の実施

研修機関として登録する際に定めた筆記試験事務規定により、講義内容を理解していることを筆記試験により確認します。出題は喀痰吸引及び経管栄養に関する基礎的な知識を問うものとし、四肢択一式で20問、試験時間30分以上の試験を行います。この試験で9割以上の正解率の者を合格者としします。

研修機関向けにサンプル問題を提供していますので、筆記試験作成時の参考資料として必要な場合はお問い合わせください。

5. 基本研修（演習）の実施

研修機関が用意した研修会場で、口腔・鼻腔・気管カニューレ内の喀痰吸引及び胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養の医療行為について、シミュレータ（人形）を使った基本的な演習を行います（基本1時間）。研修受講者のグループを作り、講師がシミュレータを使って実演し、講師の指導監督の下で受講者が順番に実施していきます。この演習においては、まずは医療器具に触れてもらい、実地研修を行う際のイメージをつかんでもらうことが目的です。演習指導者は、受講者の実施状況を観察し、評価票を記入してください。

6. 実地研修の実施

一連の基本研修を修了した者は実地研修に進みます。なお、すでに第三号研修を修了したことがある者が行為の対象者を増やす場合については、次回以降、基本研修（講義・演習）を免除とすることができます。したがって、この場合は実地研修からの受講開始となります。

第三号研修では、実際に業務上で喀痰吸引等が必要となる対象者に対して実地研修を行います。基本的な実施手順は次のとおりです。

①介護職員が喀痰吸引等を行うことについて、対象者本人又はその家族に対して説明し、実地研修に係る同意書を対象者（又は家族）に記載してもらう。

②実地研修の実施について、研修受講者（事業所）から対象者のかかりつけ医等に依頼し、実地研修の指導者（登録研修機関または実地研修の委託先）あてに「喀痰吸引等実地研修指示書」を交付してもらう。

※実地研修指示書には医療機関によって異なる文書料が発生しますが、これは研修受講費用として研修受講者（事業所）に負担していただきます。

③医師の指示書の内容を実地研修指導者（登録研修機関または実地研修の委託先）が確認の上、実地研修指導者が「喀痰吸引等実地研修計画書」を作成する。

④対象者の健康状態に十分配慮しつつ、対象者の居宅（施設入所者であれば施設内）にて実地研修を行う。受講者が習得すべき全ての行為について実地研修を行い、指導者はその行為ごとに「実地研修評価票」の全項目について手順通り実施していることを確認し、実地研修の修了を判定する。

実地研修の指導は登録研修機関の講師が行うことを基本としますが、外部の看護師等に実地研修を委託することも認められています。その際には、研修講師の資格要件を確認の上で、委託業務内容・条件を明示した協定を締結するなどして、実地研修が適正に実施されるよう責任を持って実施していただきます。7. 研修修了証明書の発行

受講者が実地研修までの課程を修了したことを確認し、受講者が実地研修を行った対象者ごとに、修了した行為内容が明記された第三号研修修了証明書を研修機関の長の名前で発行します。研修修了者については、必ずその名簿を作成し、研修事業を廃止するまで保管してください。

8. 研修実施結果の報告

開催した研修の受講者全員に研修修了証明書を発行したことを確認後、千葉県に対して研修日時・会場等を記載した研修実施結果報告書を提出してください。また、報告書にはその研修における研修修了者名簿を添付していただきます。

9. その他

喀痰吸引等研修を実施するにあたり、主に使用する書類は次のとおりです。これらの参考様式を千葉県ホームページにて公開しているので必要に応じて利用してください。

○実地研修に関する書類 ※県への提出は不要です

- ・喀痰吸引等実地研修の実施に係る同意書（受講者が対象者から実地研修前に書いてもらう）
- ・喀痰吸引等実地研修 指示書（受講者から対象者の掛かり付け医に交付依頼）
- ・喀痰吸引等実地研修 計画書（実地研修の指導者が指示書を基に作成）
- ・実地研修評価票（指導者が記入）
- ・喀痰吸引等実地研修 実施状況報告書（指示書を交付した医師に提出）

○喀痰吸引等研修修了証明書（研修機関が修了者へ交付）

○県への報告関係書類

- ・研修内容届出書（受講者の募集開始前に提出）
- ・喀痰吸引等研修 実施結果報告書（受講者全員の修了を確認後提出）
- ・喀痰吸引等研修 研修修了者管理簿（ 〃 ）

別紙 1

カリキュラム一覧表

	科 目	中 項 目	時間
基本研 修	①重度障害児・者等の 地域生活等に関する講 義	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障害児・者等の地域生活 等 	2
	②喀痰吸引等を必要と する重度障害児・者等 の障害及び支援に関す る講義緊急時の対応及 び危険防止に関する講 義	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点 等 	3
		<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握 ・食と排泄（消化）について ・経管栄養概説 ・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点 等 	3
	③喀痰吸引等に関する 演習	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔内の喀痰吸引 ・口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者） ・鼻腔内の喀痰吸引 ・鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者） ・気管カニューレ内部の喀痰吸引 ・気管カニューレ内部の喀痰吸引 （人工呼吸器装着者） ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下のみ） ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形のみ） ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 （滴下及び半固形） ・経鼻経管栄養 	1

<p>実地 研修</p>	<p>以下のうち、特定の対象者が必要とする医療行為について実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔内の喀痰吸引 ・ 口腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者） ・ 鼻腔内の喀痰吸引 ・ 鼻腔内の喀痰吸引（人工呼吸器装着者） ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引（人工呼吸器装着者） ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下のみ） ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形のみ） ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下及び半固形） ・ 経鼻経管栄養 	<p>研修講師による評価（所定の判断基準）により、問題ないと判断されるまで実施。</p>
------------------	--	--